

# 自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階  
（4者協要請特集号） 2024年6月3日 NO.675

## 4者協の都教委要請 給与の大幅・一律の引上げ、長時間・過密労働の解消等を要求

4者協（東学、アイム89、都障労組、東学臨労）は、5月29日に都教委に要請を行いました。中教審特別部会が、4月19日に「素案」を、5月13日には「審議のまとめ」を公表しました。約50年ぶりに、教職調整額の引き上げなどを求めています。

### 学校給食費の無償化・公会計化を要求する

1. 東京都として、区市町村の学校給食費の無償化の財政支援（補助金）を行うこと。2分の1補助ではなく、全額補助とすること。
2. 東京都として、国に学校給食費の完全無償化に必要な学校給食法の改正と財政措置（地方交付税や補助金等の財政支援）を要望すること。学校給食法第11条第2項では、給食食材費は「保護者の負担」とされています。財源は、4,400億円ほどあれば実現できるそうです。
3. 東京都として文部科学省の通知にある公会計化を推進すること。④東京都として、給食費以外の教材費の補助を行うこと（東学の単組要求）

### 教員には教職調整額4%支給を廃止し、時間外勤務手当を支給するべきです

中央教育審議会特別部会は、5月13日「審議のまとめ」を公表しました。教員の自律的な判断による自主的・自発的な業務への取り組みが期待されるという職務の特殊性や夏休みなどの長期の休業期間があるという勤務形態の特殊性があるといえます。

しかし、私立学校や国立大学付属校の教員は、時間外勤務等も労働時間として管理され、労基法37条に基づく割増賃金が支払われています。「職務の特殊性」や「勤務形態の特殊性」をことさらに強調するのではなく、教員も、民間労働者や他の一般公務員労働者と同様に、労働者として時間外手当を支給するべきです。教職調整額（4%）支給を定める給特法は、廃止するべきです。「10%以上」に増額しても、時間外労働の上限規制や時間外勤務手当等の支払いによる長時間労働の抑止にはなりません。

### 教員の長時間・過密労働の改善を求めます

「審議のまとめ」では、在校等時間の月80時間超の教員をゼロに、その上で、すべての教員が月45時間以内に、将来的には月20時間程度を目指すとしています。

恒常的な時間外労働（小学校教員は月41時間、中学校教員は月58時間の時間外在校等時間で、一般行政職は月15時間の時間外勤務時間）。休憩時間が確保できていません。持ち帰り残業。上限規制に抵触する「勤務時間の書き換え」。

教職員定数を抜本的に改善し、1人当たりの業務量や持ち授業時間数を削減することが必要です。在校等の時間を短縮しようとするのは、結構なことですが、制度をつくるだけでなく、実効性のある具体策を講じることが、教職員定数の増加や持ち時間数の削減、業務量の削減などが必要です。

# 1年単位の変形労働時間制の導入は、問題

給特法が改正され、1年単位の変形労働時間制が導入できることになりました。しかし、問題も多いです。例えば、一日の疲労は、その日のうちに回復させることが原則で、何か月も後に休日を与えられても、生活と健康を守ることはできません。また、実働時間が減少するわけではなく、時間外労働時間が減少したように見せかけるだけです。育児や介護、自身の病気等の理由で時間外労働を避けなければならない教員には、働くことが困難になるだけです。

## 中教審特別部会の「審議のまとめ」に関する4者協としての「見解」を提出する

約50年振りの「改正」である教職調整額の見直しや在校時間の短縮などに関して、4者協は、「見解」を提出しました。教職調整額4%を10%以上にすることに対しては、時間外手当を支給するべき、在校時間の月45時間を目指すことに対しては、実効性のある対策を実施するべきです。

なお、教員以外の事務職員等については、喫緊の課題として、物価の上昇を上回る大幅・一律の給与の引き上げを求めました。

## 勤労課長の現時点での回答

### 「任命権者である都教育委員会として今後も誠意をもって交渉や協議を重ねていきたい」

只今、皆さんから、4者協・春闘期の要求書をうけたまわりました。今春闘では、昨年を大きく上回る賃上げが相次いでおりますが、高騰する原材料費や人件費等の価格転嫁が進まず、賃上げのための十分な原資を確保できない企業も見受けられています。今後の動向については、そのため注視していく必要があります。さらに、人材獲得競争が激化する中、長時間労働の是正や働き方改革が、引き続き焦点となっています。

都教育委員会においても、本年3月に「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を策定し、教員の長時間労働の改善と、教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境の整備に向けて、働き方改革の取り組みを一層加速していくこととしました。

皆さん方の要求につきましては、項目が多岐にわたるとともに、人事委員会勧告を踏まえて検討すべきものも多いことから、現時点でお答えできる状況にはありませんが、私どもとしては、公務員の勤務状況を取り巻く情勢を踏まえ、今後慎重に検討してまいります。

給与構造や水準、さらに勤務時間の問題につきましては、都労連交渉事項ではありますが、本日お伺いしましたご要望の趣旨については、任命権者である都教育委員会として、今後も誠意をもって、交渉や協議を重ねてまいりたいと考えています。

皆様方に於かれましても、教員を含めた公務員を取り巻く諸般の事情を考慮の上、都民、都議会と納得を得ることが重要であることをご理解いただくとともに、今後とも学校教育の充実・発展のために一層ご協力いただきますよう、この場を借りてお願いをいたします。私の方からは、以上です。

本日の要請内容につきましては、所管の方へ申し伝えます。